

世界知的所有権機関 (WIPO)

事務局次長 植村昭三

SOFTIC シンポジウム

東京、2001年11月20日、21日

「デジタル技術およびネットワークの問題に対応する WIPO イニシアチブ」

I. 序論

II. 著作権および著作隣接権

1. ソフトウェアの保護

コンピュータ・ソフトウェアはデジタル革命のまさに中核である。実際、コンピュータ・ソフトウェアがなければ、デジタル革命はありえない。現在 WIPO が支援している多くのイベント、プログラム、および活動の中で、また過去に WIPO のリーダーシップの下で行なわれてきた多くのイベント、プログラム、および活動の中で、コンピュータ・ソフトウェアの重要性が指摘され、繰り返し強調されている。

20 世紀中頃におけるその誕生以来、知的財産権に関する国際法（および国内法）における保護対象として、コンピュータ・ソフトウェアは著作権法の下で保護されるべきであると多くの人が感じてきた。実際、国際 IP コミュニティーが、コンピュータ・ソフトウェアは著作物として保護されるべきであると明確に決定したのは、1985 年の WIPO の会議においてであった。

この明確化の後、TRIPS 条約では、コンピュータ・ソフトウェアの知的財産 (IP) としての資格を正式に定めることを決定し、TRIPS 第 10 条 (1) においてこれを正式に定めた。TRIPS の規定では、ソフトウェアを「ソース・コードまたはオブジェクト・コード」において保護する。

2. WCT/WPPT

コンピュータ・ソフトウェアは、ソース・コードまたはオブジェクト・コード以外のものとして存在するだろうか。これは興味深い、争訟性がなくなった問題である。WIPO が 1996 年に外交会議を主催した際、コンピュータ (ソフトウェア) プログラムの保護の問題が全世界の IP コミュニティーによって議論された。この外交会議では WIPO 著作権条約 (WCT) が採択された。その第 4 条には、「コンピュータ・プログラムは... その表現の方法又は形式のいかんを問わず保護される」と記載されている。

幸い、WCT（および並行して採択された WIPO 実演・レコード条約（WPPT））は近い将来に発効する。現在、批准と加盟がそれぞれ 28 カ国と 26 カ国ある。WCT と WPPT が発効するには 30 カ国が必要であり、数カ国が、この重要な国際法規に参加するための国内プロセスの最終段階にある。

3. WIPO デジタル・アジェンダ

1999 年 9 月、第 1 回電子商取引および知的財産に関する WIPO 国際会議の最後に、WIPO デジタル・アジェンダが WIPO 長官によって発表された（<http://ecommerce.wipo.int.agenda/index.html>）。これは、デジタル技術の問題への WIPO の対応における 1 つの大きな柱である。

2001 年中に WCT と WPPT を発効させることに加えて、デジタル・アジェンダは、いくつかの他の分野へも焦点を当てることを求めた。そのすべての分野の基盤にある意図と目的は、変わりゆく環境とデジタル技術から生じる問題に対して国際的な IP システムを適応させ、さらにその延長として国内 IP システムを適応させる上で世界規模の支援を行うこと、そしてデジタル革命の結果として創出される多大な利益をより公平に配分することである。

デジタル・アジェンダに含まれている各項目の間からは、コンピュータ・ソフトウェアの保護、強化、および発展はそれぞれの成功にとって不可欠であるというメッセージがおのずと読み取れる。

4. 行使の問題

現在、アナログ世界でもデジタル世界でも海賊行為が非常に大きな問題になっている。世界全体での海賊コピーの数や割合を見れば、残念ながらコンピュータ・ソフトウェアがそのリストのトップにくることは明らかである。

海賊行為の問題は、以前ははるかに簡単であった。違法な物理的コピーが作成され、販売されていたのである。捜査の流れは単純かつ直線的であり、最も重要なことは、違法なコピーの発見および押収が可能だったことである。

諮問委員会

この問題に対する WIPO の対応の 1 つは、我々の行使諮問委員会である。この委員会は今年 12 月に次の会合をもつが、これは工業所有権行使委員会（ACE/IP）第 2 回会議、および管理と行使に関するグローバル情報ネットワーク委員会（ACMEC）の著作権および著作隣接権に関する第 3 回会議との合同セッションである。

今日の海賊行為は以前のものとは大きく異なる。インターネットに接続したコンピュータのキーボードを 2、3 回叩いただけで、数百万の違法なデジタル・コピーが数秒で提供され、ダウン

ロードされる。価値がある（そして利益をもたらす）はずであった製品の市場全体をこのような行為によって破壊することができるのである。

WCT/ WPPT の規定

この潜在的な問題を考慮し、WCT を採択した 1996 年の WIPO 外交会議の代表団たちは、ネットワーク化されたグローバル環境においてデジタル技術によって生じる問題に対応するための重要な規定を WCT に組み込んだ。

より多くの加盟国が WCT の仲間に加わるにつれて、作品をインターネットで提供する権利を含む、WCT の公衆へ作品を通信する権利が、国内法規の中に組み入れられている。現在までの最も顕著なケースである米国での Napster に対する訴訟では、この規定に違反したインターネットにおける作品の多量の無断使用に対して、明確に権利保有者が支持された。

WCT および WPPT に含まれたもう 1 つの画期的な措置が、技術的措置の保護に関する規定である。これによって健全な基盤が形成され、技術的保護と法律的保護を融合し、権利保有者の利益のみならず、公衆、民間部門、および加盟国の利益につながる保護ネットを形成することができる。この分野での WIPO の努力は、条約の幅広い受け入れとその実施にとって必須であり、同時に、これらの規定の影響を受けるさまざまな関係者間の公正なバランスを生み出すのに必要な、さまざまな例外や限定、および作品の公正使用にも焦点を当てている。例外および限定は、込み入った問題を引き起こすことがある。そのため WIPO は、このような問題に対して妥当かつ実現可能な解決策を議論し提示できる国際フォーラムを提供する。

WIPO では、いわゆる「インターネット条約」を推進するための我々の活動と並行した上記のような展開を常にモニターしている。我々は、これらの条約の批准または加盟を可能にする正しい法規を作成する作業だけでなく、国内の IP 構造、国内の制度、そして国内のインフラストラクチャーへ条約の規定を有効に組み入れることに付随するより困難な作業に関して、加盟国を支援している。

WIPO は最近、加盟国とともに、WCT および WPPT に焦点を当てた重要な会議を組織した。WIPO は 2001 年 9 月 17 日から 19 日までリオデジャネイロで、インターネット条約およびデジタル技術に関する会議を、また 10 月 22 日から 24 日までマニラで、インターネット条約および電子商取引に関する地域会議を開催した。他にもこのような会議が検討されている。

5. デジタル権利管理 (DRM)

デジタル権利管理 (DRM) は、非常に速く展開している分野であり、また電子商取引と、デジタル化されグローバルにネットワーク化された舞台における著作物の集中管理とを含む多くの部門に多大な影響を与えている。

この問題は、前述の WIPO デジタル・アジェンダに含まれており、「著作権および著作隣接権の管理と実施に関する諮問委員会」はすでに、1998 年と 1999 年の 2 回の会議でこれを議論した。この分野での展開の大部分は民間部門でなされているが、政府が支援する重要なプロジェクト、日本著作権情報システム（J-CIS）も準備中である。

日本でも、各システムは私的な制御の下に置かれるべきであると一般に認識されているが、異なるシステム間の相互接続性を確保するという重要な問題がある。この点について、WIPO は民間部門から、さまざまな当事者間の情報を伝達できる中継所として機能するように求められてきた。これまでも我々はこの問題を取り上げており、しばらくはこうした非公式の情報交換会議を続けるつもりである。

もう 1 つの WIPO の対応は「カリブ海集中管理イニシアチブ」であった。これによりカリブ海諸島の国々が、その音楽作品を初めて集中的に管理できるようになり、演奏家、作詞家、作曲家、出版者、およびレコード会社に報酬をもたらすことが期待される。このイニシアチブが成功するように、WIPO は金銭的にも人材的にもかなりのリソースを投入して、重要なコンピュータ・ソフトウェアおよび必要なインフラストラクチャーの開発を支援した。他の多くの発展途上国や過渡的段階にある国々に対しても同様の支援を行ってきた。

6. インターネット・サービス・プロバイダー（ISP）の責任

検討すべき時期に来ているもう 1 つの問題が、インターネット・サービス・プロバイダー（ISP）の潜在的責任である。WIPO は、さまざまな国でさまざまなアプローチが展開されていることを認識しており、この問題および付随する問題を継続的に調査している。WIPO が 1999 年 12 月に開催した、「サービス・プロバイダーの責任に関するワークショップ」に続き、2001 年 9 月 19 日から 21 日にジュネーブで開催された最近の「電子商取引および知的財産権に関する会議」も、この問題に焦点を当てた多くの会議のうちの 1 つである。

7. 国際私法

市場がグローバルになるにつれて、知的財産権にとって国際私法の問題がますます重要になっている。インターネットの出現とともに、とりわけ属地的要素を適用する上で、またどの裁判所が裁判権を有し、どの法律が適用されるかを妥当な確実性をもって決定する上で、これらの問題がより複雑になっている。

WIPO はすでにさまざまな活動分野において国際私法の問題を扱ってきた。1998 年、「グローバル・デジタル・ネットワークを通じて送信される著作物および著作隣接権対象物の保護における国際私法的側面に関する専門家グループ」の会議を開催した。

1999年6月、「商標、意匠、および地理的表示に関するWIPO常設委員会(SCT)」は、裁判権、準拠法の選択、および行使の側面を扱った「インターネット上での商標の使用に関する包括的調査」について議論した。

1999年11月、国際私法に関するハーグ会議が作成した「民事および商事における裁判権および外国の判決に関する条約(暫定案)」に関する情報が、商標法に対するその潜在的な重要性を評価するためにSCTに提示された。

1999年10月にWIPO著作権部が行なった非政府組織との協議で、デジタル世界でのWIPOの継続的活動に対する民間部門の優先事項における上位3項目の1つとして、準拠法の問題が取り上げられた。

2000年5月、WIPOは「電子商取引および知的財産権問題に関する手引き」(WIPO/OLOA/EC/Primer)を公表し、中でも、裁判権、行使、および準拠法に関する諸問題の概観を提示した。

WIPOは2001年1月、「国際私法および知的財産権に関するWIPOフォーラム」を組織し、重要性を増しているこのトピックに関して加盟国および国際知的財産権コミュニティが両分野の著名な識者の意見を聴き見解を交換する場を提供した。

WIPOはハーグ会議の作業を注視しており、2001年6月に行なわれた外交会議にオブザーバーとして参加した。

知的財産権と国際私法の関係という問題は、2001年9月の「電子商取引および知的財産権に関するWIPO国際会議」でも、裁判権と準拠法という2つの側面で大きく取り扱われた。

知的財産権法の属地性から生じる不確実さに対する別の対応として、代替紛争解決手続きの開発がある。1994年以来、世界知的所有権機関(WIPO)は、民間当事者間の国際的な商業紛争を解決するために、仲裁調停サービスを提供してきた。このセンターは、インターネットおよび電子商取引に関する紛争を処理するための運営上および法律上の枠組を確立するために、かなりのリソースを投入してきた。たとえば、今日ではセンターは、インターネットのドメイン名の登録および使用から生じる紛争に対する主要な紛争解決サービス・プロバイダーとして認識されており、このほど、アプリケーション・プロバイダー業界コンソーシアム(ASPIC)とともに、ASPコミュニティのニーズを満たしてASP業界における紛争を回避し解決する最善の慣行および指針のセットを作成した。

WIPOは著作権、工業所有権、および電子商取引に影響する国際私法の問題を引き続き注視する。

8. 今後の作業

最近終了した WIPO 総会の会合で（2001 年 9 月 24 日から 10 月 3 日）、WIPO の加盟国は、2002 ~ 2003 年の 2 年間の計画と予算の採択を含む多くの決定を行なった。今日の会議参加者に関する可能性のある決定や活動のうちいくつかを以下で説明する。

総会では、視聴覚実演の保護が非常に重要な問題であるというコンセンサスがあると結論付け、2000 年 12 月に行なわれた外交会議での意見の相違を克服する合意が得られなかったことが懸念された。加盟国はこれらの相違を克服するために連絡と議論を継続することで合意した。国際局はこれに関する支援を行う予定である。この問題は、引き続き 2002 年の次期総会の議事日程に含まれる。

著作権および著作隣接権に関する常設委員会（SCCR）は、来年から 2 年間に会合を 3 回行なう。議事日程におけるその主たる焦点は、放送事業者の権利およびデータベースの保護の問題にある。これは重要な国際フォーラムであり、この場ではデジタル技術およびネットワークに関する問題を提起し検討することができ、またこの先こうした問題が提起され検討される可能性は非常に高い。

WCT および WPPT の実施に関して、さらに会合が計画されるだろう。これらの条約が発効した際は、WIPO は各条約の定めに従って、その参加者の最初の会合を行なう。それは実施のための情報を共有し、問題を特定し、あるいは解決策を探すための場となる。

デジタル世界での知的財産権のライセンスは、デジタル・アジェンダで提起された問題であった。我々の著作権部門は、この問題に対しては、この分野の専門家の会合を 2、3 回行ない、「著作権および著作隣接権のライセンス許諾に関する WIPO ガイド」を作成する予定である。

他に 2 つの覚書の発表が予定されている：「著作権および著作隣接権に関する国際条約の規定に対する WIPO ガイド」および「著作権および著作隣接権に関する法律の WIPO 用語集」である。WIPO は 1978 年にすでに「ベルヌ条約ガイド」を公表している。国際的な著作権規範設定における一連の重要な展開に鑑みて、BC、RC、WCT、WPPT、TRIPs、UCRC などに基づくかなり複雑な国際的な著作権および著作隣接権のシステムを対象とする新しい WIPO ガイドが重要かつ有用だと考えている。

III. 特許

1. 特許法の実体上の調和化

2000年6月1日の特許法条約(PLT)の締結以降、WIPO特許法常設委員会(SCP)は、特許法の実体上の調和化についての作業を開始し、今年の5月および11月上旬、特許付与の基礎となる6つの基本的な法原則を扱ったいわゆる特許実体法条約(SPLT)の最初の草案を議論した。6つの原則とは、従来技術の定義、新規性、進歩性(非自明性)、産業上の利用性(有用性)、開示の十分さ、そしてクレームの書き方と解釈である。

SPLT(案)はまた、特許性のある主題に関する規定も含んでいる。現段階では、人間の活動の全分野における発明に特許性が認められる。これはソフトウェア特許などの新しい技術に関連する発明が、他の分野の発明と異なる規則に服さないことを保証するために、特に重要である。この規定はまた、たとえば純粋な精神活動の排除など、規則に導入されるべき、特許性の排除の根拠も与える。しかし留意すべき点としては、WIPO加盟国はまだ、特許性のある主題とそれに関連する排除の問題について、深い議論は行っていない。

2. 従来技術としてのインターネットでの開示

SCPは従来技術の調和化に関するその議論の枠組内で、インターネットでの開示およびその特許性への影響についての問題も議論した。インターネットでの開示に関する慣行について、今年2月にWIPOが加盟国に送ったアンケートの結果を議論した後、SCPは、インターネットでの開示も対象とする従来技術に関する一般原則をまず確立し、その後でインターネットでの開示に固有の特別規定の必要性を検討することで合意した。

3. インターネットおよび特許の行使に関するアンケート

WIPOはインターネットでの開示に関するアンケートと同時に、インターネットおよび特許の行使に関するアンケートも行なった。この問題はSCPでは議論されなかったが、ますますデジタル技術やネットワークで特徴付けられる環境にある特許権者にとって、非常に影響のあるトピックであり、WIPOの今後の活動日程に含まれるだろう。実際、インターネットで頒布できるコンテンツは、たとえばソフトウェアやビジネス・モデルに関する特許によって保護できるので、これらの特許の行使はeビジネスにとって必須である。さらに、特許の分野では準拠法および裁判権に関する疑問も生じる可能性がある。たとえばある特許が、構成要件が複数の国に位置する電気通信システムをクレームしている場合、どのような行為がその特許の侵害となり、どの国内法が適用されるだろうか。同様に、もし特許対象の製品やプロセスがインターネットで売り出されたら、どの国内法が適用されるだろうか。この文脈では、商標の分野で、2001年9月に開催されたWIPO会議が、インターネットで使用される商標およびその他の標識の保護に関する共同勧告を採択したことに留意すべきである。

4. 「WIPO 特許アジェンダ」

最後に、2001年9月に開催されたWIPO総会は、現在の制度を再検討し、その課題と欠点を特定し、解決策を発見することによって、将来の国際的な特許制度を開発し具体化することに向けられた、WIPOが取るべき1つの新しいイニシアチブを採択した。この作業は、特許法の実体的調和化、特許協力条約の改定、そしてもちろん新技術やインターネットに関する問題を含む継続的活動を補完しさらに強化することを意図している。これは管理、維持、利用、および行使を含むすべての分野を対象とする包括的な試みである。

IV. 結論